

泉佐野市手話言語条例に規定する施策の推進に係る方針

泉佐野市手話言語条例(令和4年条例第40号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定に基づき、施策の推進に係る方針を次のとおり定める。

1. 施策の基本的方向

聴覚障害者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、障害の有無に関わらず、全ての市民がともに認め合い、支えあう地域共生社会を実現するために、市民や事業者到手話が言語であることをさらに啓発し、より身近な場で手話を学ぶことのできる取組みを行っていく。また、現在、音声言語で提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境づくりを進めていく。さらに、聴覚障害者が、日常生活及び社会生活の中で意思疎通を図るうえで重要な役割を担う手話通訳者について、実働人数を増やすことに加えて、継続的に高度な手話の技術を有するよう育成を行い、迅速に派遣できる体制の充実に努める。

2. 現状と課題

(1) 身体障害者手帳の所持者数(各年度末時点)

年度(末現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害全体	4,241人	4,205人	4,143人	4,055人	4,060人
聴覚障害	377人	370人	361人	364人	374人
比率	8.9%	8.8%	8.7%	9.0%	9.2%

聴覚障害の内数(等級は総合等級)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和6年度	15人	65人	42人	100人	1人	151人
令和5年度	17人	64人	43人	92人	1人	147人
令和4年度	17人	66人	43人	89人	1人	145人

(2) 現在の取組状況(令和7年8月時点)

(ア) 手話通訳者の設置

地域共生推進課窓口フルタイム会計年度任用職員として設置。

毎週平日の8:45~17:15まで。

(イ) 登録手話通訳者の派遣

市登録手話通訳者50人(内訳:手話通訳士3人、府登録手話通訳者2人、手話奉仕員45人)

令和5年7月分より、通訳者報酬を1時間当たり1420円から1800円に増額。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(~7月末)
派遣回数	294回	287回	326回	131回
報償費支払額	1,120,380円	1,540,580円	1,427,400円	738,000円

(ウ)手話奉仕員養成講座の開催

昼の部・夜の部の2枠で週2時間、年間44回程度開催。受講定員は昼・夜の合計40人。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(～7月末)
受講者数	16人	16人	14人	15人
修了者数	12人	14人	12人	開講中

(エ)手話通訳者研修会の開催

昼の部月1回、夜の部2か月に1回開催。

令和4年度まで市職員等が直接講義することが前提の予算であったが、令和5年度より外部から講師を呼ぶことを基本とし、予算を大幅に増額。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(～7月末)
開催回数	19回	19回	19回	8回
延べ受講者数	200人	229人	232人	116人

(オ)成人講座の開催

令和6年度は3回開催。テーマは「防災について」(1/18)・「お肌のお手入れ」(2/1)・「交通安全について」(3/1)。

令和7年度も3回開催予定。

(カ)手話レベルアップ講座の開催

午前の部・夜間の部の2枠で全10回ずつ開催(隔週)。

令和6年度の受講者数は午前14人、夜間19人。令和7年度の受講者数は午前20人、夜間18人。

(キ)市主体で行う理解啓発活動の実施

- ①啓発パンフレット(A3両面二つ折り)を障害福祉サービス事業所に800部印刷発注し、配布している(今年度も印刷予定)。
- ②令和7年1月31日～2月26日、中央図書館内に手話に関する書籍を集めたコーナーを開設し、啓発パンフレットや手話サークルの案内チラシ等も設置して図書館を訪れる市民向けに啓発を行った(令和7年度は令和8年1月30日～2月25日に実施予定)。
- ③毎月の広報に、「ワンポイント手話」のコーナーを掲載した(現在も継続中)。
- ④広報いずみさの令和7年10月号に、泉佐野市出身の東京2025デフリンピックビーチバレーボール日本代表選手の記事が掲載される。また、11月号にもデフリンピック関係の記事を載せる予定。
- ⑤令和7年度より、市内小中学校から依頼を受けて手話教室を開催するためのルールを策定し、校園長会にて周知している。また、謝礼についても手話言語条例関連の予算から拠出する。

(ク)市以外で行う理解啓発活動の実施

- ①令和7年9月17日9時30分～9月30日22時、いこらもーる泉佐野にてブルーライトアップを実施。

(3)課題事項

(ア)市主体で行う理解啓発活動の充実

手話に関する理解が十分浸透しているとは言えず、市職員、事業者、市民へのさらなる理解啓発が必要。今後の施策の充実のためには、部会・サークル・手話通訳者と協力して周知・啓発を行う必要がある。

(イ)手話通訳の担い手不足

派遣通訳・舞台通訳・講師活動など手話通訳が必要とされる場面が多くあるが、担い手が充足しているとは言えない。通訳者の育成が必要である。

(ウ)手話奉仕員養成講座の受講者数減少

講座の受講者数が長年にわたり減少し続けており、特にここ数年は新型コロナ禍の影響が大きい。受講者数を増やす何らかの方策が必要である。

(エ)手話通訳者の職業病である頰肩腕症候群への対応

手話通訳者の健康維持のために、頰肩腕症候群の予防のための施策が必要である。

(オ)手話通訳者全国統一試験の導入について

現在は手話通訳者の登録試験を導入していないが、周辺市町の状況を鑑みて、将来的な導入の是非を検討していく。

3. 推進施策

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

- ①手話言語条例の周知に関する取り組みを実施します。
- ②手話への理解の促進及び手話の普及を図るための取り組みを実施します。
- ③子どもたちに、手話とふれあう機会を提供します。
- ④市民に、手話に関する学習の機会を提供します。

(2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会の拡大を図るための施策

- ①市主催のイベントや講演会等における手話通訳の実施に努めます。
- ②聴覚障害者成人講座の実施および内容の充実に努めます。

(3) 手話通訳者の確保、養成その他手話による意思疎通を支援するための施策

- ①市窓口における手話通訳者の設置を維持します。
- ②手話通訳者の実働人数を増やすため、通訳者の技術の向上を図るための施策について検討します。
- ③手話通訳者が健康で活動しやすい環境をつくるための施策について検討します。
- ④手話通訳者研修会について、研修内容の充実を図ります。
- ⑤手話通訳者派遣事業のあり方について、市と通訳者が協議する場を設けます。

この方針は、令和7年9月1日から施行する。